

医心 伝心

医療に大きく関わる 消費税問題

県医常任理事 堀地 肇

新聞紙上では消費税8%への引き上げ、そしてTPP交渉の様子が毎日のように取り上げられています。医療にとってはそのどちらも大きく影響すると考えられます。消費税において最も重大な問題は「控除対象外消費税」、いわゆる「損税」の問題です。消費税は最終消費者が負担するものであり、税金分は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的には商品を消費し、またはサービスの提供を受ける消費者が負担することとなっています。社会保険診療においては消費税非課税となっているために、医療機関での物品やサービスの購入には消費税がかかるにもかかわらず、最終消費者である受診者には転嫁できません。そのために、1989年消費税3%導入時の診療報酬改定では消費税相当分として0.76%、1997年の5%税率改定時には0.77%、併せて1.53%相当を診療報酬に上乗せすることにより、社会保険における消費税問題は解決済みとされています。しかし、平成19年度に行われた日医総研の調査では、医薬品・材料に1.12%、設備投資で0.35%、その他で0.74%の消費税負担があり、医療機関には平均0.68%のいわゆる「損税」がかかっています。さらに、高度医療を行う病院など、設備投資に多額の費用がかかる医療機関ほど消費税負担の割合は増え、それに伴い損税も大きくなっており、医療の高度化に大きな足かせとなっています。あいまいな診療報酬の上乗せでは、将来も損税の発生は改善されない可能性が大きい

点がこの問題のポイントです。医療費には実際の程度消費税負担が発生しているかを評価し、そしてどの程度を診療報酬に盛り込むかは、現在の方法では政府の恣意的な判断に委ねられることになってしまいます。診療報酬に種々の要素を盛り込み改定しても、実際には客観的に評価しにくい部分で削減されているのが現状と言えます。消費税の改定時は増額分が盛り込まれても、その後の診療報酬改定で曖昧になっていき、結果として現在のような0.67%相当の損税が発生してしまいます。日本医師会は政府に非課税制度の廃止を求めています。非課税でなくなることにより消費税分は明確に価格に転嫁できることとなります。また、医療に対する国民負担を軽減するため、ゼロ税率もしくは軽減税率を要望しています。しかし、政府では消費税の8%改定時は診療報酬上乗せで解決される予定となっています。また、昨年社会保障・税一体改革大綱では単一税率を維持する、社会保険診療については非課税制度を踏襲することとされています。

消費税に限らず、TPP、社会保障制度改革など政治が決める問題が山積しています。そして政治家が私たち医師と言う職種の主張に耳を傾け、決めようとする強い意志を持たなければ解決にはつながりません。まずは政治が耳を傾けてくれるように、私たちがまとまりと力を持つことが重要と考えます。